

警察庁丁保発第67号
平成23年5月12日

(社)日本クレー射撃協会会長 殿

警察庁生活安全局保安課長



銃砲及び火薬類の適正な管理について（依頼）

貴団体におかれましては、平素より銃砲及び火薬類行政に関し、深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月に第4回日中韓サミットが開催されることから、警察庁では、危害の未然防止を図るため各種施策を進めているところでありますが、銃砲及び火薬類の保管管理に適切さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されますので、貴団体におかれましても、傘下各会員に対して、下記のとおり銃砲及び火薬類の適正な保管管理並びに銃砲等の携帯運搬の自粛などについて御指導を徹底していただきますようお願い致します。

記

- 1 銃砲及び火薬類の盗難・紛失防止のため、法律の規定を遵守し、厳正な保管管理に努めること。
- 2 実包の譲受けに当たっては、その都度必要量を購入し、残弾が生じないようにすること。
- 3 次の期間中、対象地域における銃砲及び火薬類の運搬及び携帯を自粛すること。

期 間	区 域
平成23年5月21日（土）から22日（日）	東京都内

- 4 銃砲及び火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立ち回り事案等が発生した場合には、直ちに警察官に届け出ること。

